

保護者様

岡山県立岡山聾学校

## 出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。なお、出席停止の期間は、欠席扱いにならないため、治療に専念してください。

病気が、治癒して登校するときは、医師が記入する「治癒証明書」(下記にあり)を担任まで提出をお願いします。

※治癒証明書には、文書料の必要な場合があります。

### ◎学校において予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザの一部
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

..... き り と り .....

## 治 癒 証 明 書

岡山県立岡山聾学校

部 年 氏名

病名

出席停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の疾病が治癒したことを証明いたします。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印